

戦争法草案！

平和の心 一つに あつめて。

第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、
正義と秩序を基調として
国際平和を誠実に求め、
武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、
永久にこれを放棄する。
この前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。
国の交戦権はこれを認めない。